

東部消防署新庁舎電算機器移設業務委託 仕様書

1 件名

東部消防署新庁舎電算機器移設業務委託

2 履行期限

契約締結翌日～令和8年3月31日

新庁舎引渡し予定日（令和8年3月10日）以降の移設とする。

※新庁舎建設工事の進捗状況で早まる可能性あり

3 履行場所

大隅肝属地区消防組合 東部消防署

鹿屋市串良町下小原 1973-6他9筆

※同一敷地内の移設業務

4 業務目的

既存の情報機器を安全かつ円滑に新庁舎へ移設することを目的とする。また、老朽化しているネットワーク機器の更改を行う。

5 再委託の禁止

受注者は、本業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者に書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

6 検査及び検収等

- (1) 受注者は、業務が完了したときは、遅滞なく発注者に対して業務が完了した旨の報告書（届書）を提出すること。
- (2) 業務が完了した時は、書類・機材・添付品等の検査・確認及び総合的な動作試験等の完成検査を実施する。検査については、本仕様書に基づき実施する。

- (3) 受注者は、発注者が行う完成検査に立ち会い、指摘事項については速やかに処理すること。
- (4) 本仕様書に規定する完成検査の合格をもって検収とする。

7 契約不適合責任

- (1) 検収(運用試験期間含む。)引き渡し後1年以内に、受注者の設計製造及び設置の不良等で生じた不適合事項は、受注者の責任において、速やかに且つ無償で改修、機器の交換、点検及び修復を行うこと。
- (2) 受注者は、前項の改修、交換、点検及び修復を行う場合は、その方法、手段について発注者の承認を得ること。
- (3) 本期間経過後においても受注者の責任と明らかに認められる不適合については、無償にて受注者が修復等を行うこと。

8 個人情報の保護及び機密の保持

- (1) 本整備では、個人情報を取り扱うことから受注者は、個人情報について適切な保護措置を講ずる体制を整備すること。
- (2) 本事業を整備・構築する上で提供された各種データは、情報機密の観点から外部に漏れることの無いよう万全を期すこと。また、整備後は保守に必要なデータ以外は、発注者に返却もしくは滅却すること。
- (3) 本事業を整備・構築する上で第三者による情報の改ざん、漏えい等を防止するためコンピュータウィルス・ハッカー等の不法侵入及び攻撃等に関するセキュリティ対策並びにネットワーク対策に万全を期すこと。

10 委託内容

本委託の内容は下記のとおりとする。

- (1) 現状調査
 - ア 既設ネットワークの調査を行い、新規ネットワーク図を作成する。
(ケーブル、スイッチ、ルータ等の接続と IP アドレス体系)
 - イ 既設 PC の利用状況の調査を行うこと。【既設 PC : 16 台】
(消防 OA、インターネット、ファイル共有システムなど)
 - ウ 調査結果をもとに打合せにて合議したのち作業に取り掛かることとする。

(2) LAN配線

- ア 新規で LAN配線を行うこと。
- イ LANケーブルは、カテゴリ 6 A以上の LANケーブルを使用し配線を行うこと。
- ウ LANケーブルが区別できるようケーブルの色を変え、両端にはタグを取り付け、接続場所がわかるように処置を施すこと。

(3) 情報機器の移設

- ア 添付図面のとおり、機器の設置・動作確認を行うこと。
(クライアント端末 16 台、プリンタ 2 台、NAS 3 台)

(4) ネットワーク構築

- ア 必要なスイッチングハブ等を準備し、ネットワーク構築を行う。また必要な設定等を行い設置すること。スイッチングハブについては、ループガード機能を有する物を選別すること。

(ルータ 1 台、スイッチングハブ 16 ポート×2、5 ポート×1)

- イ サブネット体系、IPアドレス体系の構築を行う。
- ウ 消防 OA ネットワーク構築業者である株式会社富士通ゼネラルと協議し、ネットワークを構築することとする。その際に発生する費用は、受注者が負担すること。

(5) 完成図書

下記の図書を電子媒体で納品すること。

ア ネットワーク図

(ア) ネットワーク配線図

実際の配線経路および機器設置位置等が記載された図面

(イ) ネットワーク構成図

回線接続等を含むネットワークの構成や系統図面

(ウ) ポート収容図

スイッチ等の機器毎のポート収容（接続）状況を記載すること

イ 機器一覧表

パソコン設定一覧表

11 その他事項

- (1) 納入物品は全て新品で納入すること。なお、見積時点における最新機種とする。
- (2) 本仕様書に記載なき事項、又は業務上疑義を生じた場合は、発注者と受注者の双方での協議のうえ対処すること。
- (3) 本仕様書に記載無き事項であっても、機器等の機能上、具備する必要があると認められる場合は、受注者の責任において実施すること。
- (4) 東部消防署庁舎図面（PDF）を添付するが、事務室のレイアウト等変更する場合があるので、発注者と協議のうえ対処すること。

スイッキングハブ設置個所

東部消防署

ルータ： 事務室 1台

スイッキングハブ

16 ポート：事務室 2台

5 ポート：事務室 1台

現状調査後、打合せにて合議した場所に設置すること。